

しまねオープンソースソフトウェア協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「しまねオープン・ソース・ソフトウェア協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

2 本会の英文名は、Open Source Software Society Shimane と称する。

(目的、基本理念)

第2条 協議会は、島根県内におけるオープン・ソース・ソフトウェア（以下、「OSS」という。）に関わる企業、技術者、研究者、そしてユーザが交流することによって、技術開発力の向上を目指し、また OSS の認知度を高めて普及を目指していくことを目的とする。

2 協議会は、島根県内における OSS を活用した開発力の向上と、成果のオープン化による地域企業の競争力獲得、全国的な市場の創造・拡大を目指し、ひいては、これらの企業の発展を通じた地域経済の活性化、雇用促進に資する活動を行うことを基本理念とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行なう。

- (1) 研究会、講演会、セミナー等の開催
- (2) 技術力向上のための人材育成研修の開催
- (3) OSS 推進に関する学術的研究、調査の実施
- (4) 内外関連団体との連絡、交流、協同事業の実施
- (5) OSS に関心のある大学生等に対する技術学習機会の提供（インターンシップ等）
- (6) その他前条の目的を達成させるための事業およびその受託

(会員)

第4条 協議会は、島根県における OSS 普及促進に関わる産・学・官等の諸機関・団体、個人をもって構成し、協議会の趣旨に賛同する者は誰でも入会の資格を有する。

2 会員は、法人会員、個人会員、サポーター会員とする。

3 法人会員および個人会員は総会における議決権を有する。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名以内

2 会長及び副会長は会員の互選により選任する。監事は会長が選任し、協議会の承認を得た者とする。

3 会長、副会長、監事の任期は2年とし、再任は妨げない。

(職務)

第6条 会長は、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。なお、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行う。

(総会)

第7条 総会は会長が招集する。

- 2 総会の議長は会長が努める。
- 3 総会は、議決権を有する会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 総会の議決事項は次の通りとする。
 - (1) 事業報告および決算
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 目標の設定、設定された目標に対する達成状況、事業進捗の確認
 - (4) 会則の制定、改正
 - (5) 役員を選出、改選
 - (6) その他必要と認められる事項

(委員会)

第8条 協議会に関する企画運営および各事業を遂行するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員は会員の中から会長が指名する。委員長は委員の中から互選する。
- 3 会長は委員会の運営状況について報告を求めることができる。

(研究会)

第9条 会員は協議会の目的を達成するため、研究会を設置することができる。

- 2 研究会を設置または廃止した時は、速やかに会長に届けるものとする。
- 3 研究会の運営については自主性を尊重するものとする。
- 4 会長は研究会の活動状況について報告を求めることができる。

(会費及び会計)

第10条 協議会の経費は、会費、協賛金、寄付金その他の収入をもって、これに充てる。

- 2 会費は、法人会員の場合、1口2万円、1法人会員年間1口以上、個人会員の場合は1口1万円、1個人会員年間1口以上とし、サポーター会員の場合は1口3千円、1サポーター会員年間1口以上とする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。ただし、協議会の発足した年度については、発足の日に始まり、当該年度末に終わるものとする。
- 4 年度期中に入会した会員の会費は半期で精算するものとし、下半期（1月1日～6月

30日)の入会は年会費の半額を納入するものとする。

5 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない。ただし、毎年度の決算において確定した剰余金については、総会の議決により翌年度に繰り越して使用することができるものとする。

(休会)

第11条 以下の事項に該当する時、会員は休会扱いとなる。

2 会員から休会の申し出があった時。

3 会期末までに会費の納入がなかった時。ただし、会員は、会費を納入することにより、会員資格を継続することができる。なお、前期に未納会費がある場合、納入された会費はこれに充てる。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が選任し、総会の承認を得た者とする。

3 顧問の任期は2年とし、再任は妨げない。

(賛同団体)

第13条 協議会の目的および事業に賛同する団体として賛同団体を位置づける。

2 賛同団体は、団体の長による賛同の意思表示によって会長が受け付け、総会の承認を得た団体とする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局を 株式会社ネットワーク応用通信研究所 内に置く。

2 事務局は協議会に係る事務、会計処理を行う。

3 事務局員は、会員の中から会長が指名する。

4 事務局に事務局長、事務局長代理を置く。

5 事務局長、事務局長代理は、事務局員の中から互選とする。

(規約の改正)

第15条 この規約は、総会において出席者の過半数の議決により改正することができるものとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則 この規約は、平成18年9月3日から施行する。

平成20年8月1日一部改定後、同日から施行する。

平成22年7月30日一部改訂後、同日から施行する。